

承認第6号

専決処分事項の承認について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成30年4月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。	第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合計額とする。 (1)～(3) 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>54万円</u> とする。
3・4 略 (国民健康保険税の減額)	3・4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、 <u>16万円</u>)の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額 が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>50万円</u> を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者 を除く。) ア～カ 略	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額 が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき <u>49万円</u> を 加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者 を除く。) ア～カ 略
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、
平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。